

2020年 9月 9日

No. 525



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



ふるさと納税の寄附額は4875億円で7年ぶりの減少

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」結果によりますと、令和2年度課税における寄附額が約4875億円で前年度の約0.95倍となり、7年ぶりに減少したことが明らかになりました。ふるさと納税は、自分の生まれた故郷だけでなく応援したいどの都道府県・市区町村に対する寄附でも対象に、寄附金のうち2000円を超える部分について、一定上限まで原則、所得税・個人住民税から全額が控除されます。

調査は、昨年1月から12月までの1年間に行われたふるさと納税について、令和2年度課税で控除対象となる額や寄附者数を取りまとめたものです。ふるさと納税の寄附額は前年度の約5127億円から約4875億円へと4.9%減少しました。これは、「返礼品の返礼割合3割以下」かつ「返礼品は地場産品」との基準を満たした自治体を特例の対象とする新制度が昨年6月から始まり、過度な返礼品競争に一定の歯止めがかかった結果とみられています。

ふるさと納税に係る住民税控除額は約3265億円から約3391億円へと約1.04倍に、控除適用者数は約395万人から約406万人へと約1.03倍になり、いずれも微増となりました。ふるさと納税の寄附額は、一定上限まで原則、所得税・個人住民税から全額が控除されるわけですが、その分、寄附者が多く住む自治体の税収は減収額が大きくなります。ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況を都道府県別にみると、「東京都」が断然トップとなりました。

「東京都」の住民の控除適用者数は約84万人で、その住民税控除額は約859億円にのびます。次いで、「神奈川県」が同約43万人で控除額は約365億円、「大阪府」が同約37万人で控除額は約287億円と続き、大都市部から地方部への税流出という傾向が裏付けられるものとなっています。都市部の住民が地方に寄附すると地方財政は潤いますが、一方で本来徴収できたはずの住民税が減る都市財政は苦しくなり不満がでることにもなりえます。

なお、寄附金税額控除に係る市町村民税控除額の多い市区町村は、「神奈川県横浜市」が約145億円で最多、「愛知県名古屋市」約86億円、「大阪府大阪市」約71億円、「神奈川県川崎市」約64億円、「東京都世田谷区」約49億円と続き、上位20団体には東京都23区などの都市部が目立ちます。税収減の一部は国からの地方交付税で補てんされますが、交付税を受けない東京の23区や川崎市などは純粋に減収となります。

「ふるさと納税に関する現況調査結果について」(総務省)は、こちらからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000701504.pdf